に示す部分に限る。）、一〇四八の三三、一〇四八の三四から一〇四八の三八まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四八の三九から一〇四八の四三まで、一〇四八の四八・一〇四八の四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四八の五二から一〇四八の五六まで、一〇四八の五七（次の図に示す部分に限る。）、一〇四八の五八、一〇四八の六〇から一〇四八の六三まで、一〇四八の六四（次の図に示す部分に限る。）、一〇四八の六五、一〇四八の七〇、一〇四八の七七から一〇四八の八〇まで、一〇四九、一〇五〇、字日ノ谷一〇五一、一〇五一の一、字大久保ノ谷一〇六八から一〇七二まで、字一ノ谷一〇七三の一、一〇七四の一、一〇七五、一〇七六、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七八から一〇八〇まで、字山茅谷一〇八一の一から一〇八一の八まで、一〇八一の九・一〇八一の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇八一の一一、一〇八一の一二、一〇八一の一三（次の図に示す部分に限る。）、一〇八一の一四、一〇八一の一五、字山権田ヶ谷一〇八三の一から一〇八三の二一まで、用瀬町屋住字竹倨五三八の一、字袋氏五三九の一、五四〇の一、字杣山五四二から五五二まで、五五三から五五九まで、五六〇の一、五六〇の二、五六一の一、五六一の二、五六一の三、五六二の一から五六二の四まで、字夏明ケ平六〇五、六〇六の一、六〇六の二、六〇七、六〇八・六〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六一〇、六一一、六一二の一、六一二の二、六一三から六一五まで、六一六の一、六一六の三、六一七から六一九まで、六二〇の一、六二〇の三、六二〇の四、六二一、六二二、六二三（次の図に示す部分に限る。）、六二四、字大谷六二五の一、六二五の三、六二六から六三六まで、六三七（次の図に示す部分に限る。）、六三八の一、六三八の三、六三九の一、六四〇（次の図に示す部分に限る。）、六四一の一、六四一の二、字用ノ平ラ六四二から六四五まで、六四六の一、六四七の一、六四八、六四九（次の図に示す部分に限る。）、六五〇、六五一の一、字持谷六五二の一・六五二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六五三の一、六五三の二、六五四から六五六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六五七、六五八（次の図に示す部分に限る。）、六五九、六六〇から六六二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六六三、六六四から六六九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字カレキガ谷六七〇、六七一（次の図に示す部分に限る。）、六七二の一、六七二の二、字二ノ渡リ六七七から六八〇まで、字西ノ木戸六九二から七一〇まで、字高下ノ谷七一四から七一六まで、七一七の一、字段ノ奥通七二二から七二四まで、七二五の一、七二五の二、七二七、七二八、七二九の一、七二九の二、七三〇から七三二まで、七三三の一、七三三から七三五まで、字小谷山七三八から七四四まで、字スゲノ谷七四五の一、七四五の三、七四六から七四八まで、七四九の一、七四九の二、七五〇から七五二まで、字中津美谷七五五から七六〇まで、字中津美口左リ平ラ七六一から七六五まで、七六六の一、七六六の二、字中津美奥七六七の一から七六七の九まで、七六九の一四、七七〇、用瀬町赤波字二ツ渡瀬一五一六の一、一五一六の二、一五一七、字大門畑ノ上一五一九、一五二〇の一、一五二一、一五二二の一、一五二二の二、一五二二の四、一五二三、字ツゝラ原一五二四から一五二六まで、一五二七の一から一五二七の一一まで、一五二八、一五二九、一五三〇の一、一五三一、一五三二、一五三三四、一五三五、字馬場谷奥一五四〇の一、一五四一の一、一五四二、一五四三の二、一五四三の三、一五四三の五（次の図に示す部分に限る。）、字馬場谷一五五一の一・一五五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字釜谷一五五四の一・一五五四の二・一五五五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五六、一五五七、一五五八から一五六五まで、一五六六の一、字割谷一五六八から一五七二まで、字大谷一五七三から一五七九まで、字南開地一五八〇の一、字一ノ井手一五八四、一五八五、一五八九、一五九〇、字倉ノ谷奥一五九三から一五九七まで、一五九八の一から一五九八の三まで、一五九九から一六〇一まで、一六〇三から一六〇六まで、字稲荷山一六〇八の一、一六一〇、一六一二、字釋迦堂谷一六一四、一六一五、一六二二、一六二四の一、一六二四の四、一六二四の五、一六三一の一、一六三二の一、一六三三、一六三四の一、一六三四の二、一六三七の一、一六三九、字荒神谷平一六四〇、一六四一、一六四一の一、一六四三、字大平一六四五、一六四七から一六四九まで、一六五一から一六五五まで、一六五六の一、一六五六の三、一六五六の四、字寺屋敷一六五七から一六五九まで、一六六八の一、一六六八の二、字野間谷下ノ尾平一六七四の一、一六七四の二、一六七七の一、一六七七の二、一六七八、一六八〇、一六八三から一六八五まで、一六八七、字幸ノ神谷一六九五から一六九七まで、字火ノ谷奥一六九八の一、一六九八の二、字小原谷一七〇二、一七〇四の一、一七〇五、字柿木谷奥一七一三、一七一五、一七一八の一、一七二〇の一、一七二二の一、一七二三の一、一七二四の二、一七二七の一、一七二八、一七二八の一、一七二八の二、一七二九から一七三二まで、一七三三の一、一七三四、一七三五の一、一七三五の二、一七三五の四、一七三六から一七三八まで、字馬地土居平一七四〇、一七四二の一、一七四二の二、字荒神谷一七四四、字藪谷一七四七の一、一七四七の三、一七五〇の一、一七五一の一、字瀧ノ口一七六〇、字カキカケ一七六二、字備中一七六三、字妙見谷一七六四の一、字小屋ノ谷一七六五の一、字広畑ケ下モ坂一七六六の一、字上ミ阪一七六七の一、一七六七の八、字広畑ケ一七七一から一七七六まで、一七七七の一、字桜谷一七七八の一、一七七九の一、一七八〇の一、一七八二の一、一七八三から一七八五まで、字メカラチ影平ノ二一七八六、字メカラチ影平ノ一一七八八、一七八八の一、一七八九から一七九七まで、一七九九、字メカラチ影平ノ三一八〇〇、一八〇二から一八一二まで、字タイ田一八一三の一、一八一四、一八一五の一、一八一六の一、一八一七の一、一八一八の一、一八二〇、一八二一の一、字入道谷一八二三、一八二八の一、一八二九、一八三一の一、字寺ノ谷一八三二の一、一八三三から一八三六まで、一八三八、一八四〇、字家ノ谷下モ小平一八四三、一八四四、字家ノ谷奥一八四五の一、一八四九の一、一八五〇の一、一八五一から一八五五まで、一八五六の一、一八五八の一、一八五八の二、字下モ堂ノヒラ一八七一、字谷ノ奥一八七五の一、一八七六の一、一八七七の一、一八七七の三から一八七七の五まで、字小谷一八八二、一八八四、一八八六、一八八七、一八八九、字石川平一八九〇の一、一八九二の一、一八九三から一八九六まで、字釜谷六九八、六九八の一、字メカラチ奥四五一の一、用瀬町鷹狩字甲木樵谷四二三の一から四二三の四まで、四二四の一から四二四の三まで、四二五、四二六の一、四二九から四三二まで、四三二の一、四三二の二、字大興寺一一〇一から一一〇三まで、一一〇四の二、一一〇四の三、一一〇七の一、一一〇七の二、一一一〇、字乙通リ谷一一一五、一一一六の一から一一一六の三まで、一一一七の一、一一一八から一一二四まで、一一二七、一一二八の一、一一二八の二、一一二九、字下大興寺一一三三、一一三五、一一三六、一一三七の一から一一三七の三まで、一一三九、一一四〇、字乙木樵谷一一五七、一一五八の一、一一六〇から一一六三まで、一一六五、一一六六、一一六八の一、一一六八の二、一一六九、一一七〇、字乙狐塚一一七一の一から一一七一の三まで、字安蔵谷一一七四、一一七七、一一七八の一、一一七九の一、一一八〇の一、一一八一の一、一一八二の一、一一八三の一、一一八三の二、字諸見側一一八四、字医王谷一一九一の一、字上中尾一一九二、字下モ中尾一一九三の一から一一九三の三まで、一一九四の一、一一九四の二、字医王ㇵ一一九五の一、一一九五の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。